（参考資料 3-1）

平成 31 年４月１日

大阪市地方独立行政法人
大阪市博物館機構評価委員会
委員長　山西　良平　様

大阪市長職務代理者
大阪市副市長　田中　清剛

地方独立行政法人大阪市博物館機構の役員に対する報酬等の支給基準について（通知）

地方独立行政法人大阪市博物館機構（以下「法人」という）に係る役員の報酬等の支給基準について、地方独立行政法人法（以下「法」という。）第 56 条第１項において準用する同法第 48 条第２項に基づき、別添のとおり法人より届出がありましたので、法第 56 条第１項において準用する同法第 49 条第１項に基づき、通知します。